

# 「全民健康保險醫療費用審查注意事項」部分修正規定對照表

110.1.1 生效

For(分章節)網頁更新

修正後審查注意事項規定	原審查注意事項規定
<p>中央健康保險局 100 年 10 月 3 日健保審字第 1000075850 號函令                      中央健康保險局 101 年 1 月 6 日健保審字第 1010074718 號函令                      中央健康保險局 101 年 4 月 11 日健保審字第 1010075126 號函令                      中央健康保險局 101 年 6 月 14 日健保審字第 1010075422 號函令                      中央健康保險局 102 年 2 月 7 日健保審字第 1020034874 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 18 日健保審字第 1020035689 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 31 日健保審字第 1020035787 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 105 年 8 月 11 日健保審字第 1050036103 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 106 年 5 月 15 日健保審字第 1060081078 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 107 年 6 月 26 日健保審字第 1070035449 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 108 年 2 月 11 日健保審字第 1080034843 號函令</p> <p>衛生福利部中央健康保險署 109 年 2 月 14 日健保審字第 1090034886 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 109 年 11 月 30 日健保審字第 1090036578 號函令</p> <p style="text-align: center;">*本書各項規定後加註之日期為該規定最終異動生效日</p>	<p>中央健康保險局 100 年 10 月 3 日健保審字第 1000075850 號函令                      中央健康保險局 101 年 1 月 6 日健保審字第 1010074718 號函令                      中央健康保險局 101 年 4 月 11 日健保審字第 1010075126 號函令                      中央健康保險局 101 年 6 月 14 日健保審字第 1010075422 號函令                      中央健康保險局 102 年 2 月 7 日健保審字第 1020034874 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 18 日健保審字第 1020035689 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 31 日健保審字第 1020035787 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 105 年 8 月 11 日健保審字第 1050036103 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 106 年 5 月 15 日健保審字第 1060081078 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 107 年 6 月 26 日健保審字第 1070035449 號函令                      衛生福利部中央健康保險署 108 年 2 月 11 日健保審字第 1080034843 號函令</p> <p>衛生福利部中央健康保險署 109 年 2 月 14 日健保審字第 1090034886 號函令</p> <p>*本書各項規定後加註之日期為該規定最終異動生效日</p>
<p>總則、貳、病歷審查原則</p> <p>一、送審之醫療費用案件，檢送相關病歷複製本之審查注意事項如下：</p> <p>(四)送審檢送資料：</p> <p>5.申請爭議審議應檢送原送審查之病歷資料(牙科病歷資料上應有保險人核蓋之章戳)，以電子病歷送審者，依主管機關公告之「醫療機構電子病歷製作及管理辦法」規定辦理。</p>	<p>總則、貳、病歷審查原則</p> <p>一、送審之醫療費用案件，檢送相關病歷複製本之審查注意事項如下：</p> <p>(四)送審檢送資料：</p> <p>5.申請爭議審議應檢送原送審查之病歷資料，以電子病歷送審者，依主管機關公告之「醫療機構電子病歷製作及管理辦法」規定辦理。</p>

修正後審查注意事項規定	原審查注意事項規定
<p>第三部 牙醫醫療費用審查注意事項</p> <p>中央健康保險局 84 年 9 月 19 日健保審字第 84016569 號函                      中央健康保險局 85 年 2 月 16 日健保審字第 85001960 號函                      中央健康保險局 86 年 1 月 4 日健保審字第 86000060 號函                      中央健康保險局 87 年 4 月 15 日健保審字第 87007495 號函                      中央健康保險局 89 年 6 月 9 日健保審字第 89015284 號函                      中央健康保險局 91 年 12 月 20 日健保審字第 0910023538 號函公告                      中央健康保險局 93 年 9 月 10 日健保審字第 0930068680 號函公告修正                      中央健康保險局 93 年 10 月 8 日健保審字第 0930019269 號函公告修正                      中央健康保險局 95 年 1 月 9 日健保審字第 0940069098 號函令修正                      中央健康保險局 95 年 7 月 7 日健保審字第 0950068550 號函令修正                      中央健康保險局 95 年 11 月 10 日健保審字第 0950068682 號函令修正</p>	<p>第三部 牙醫醫療費用審查注意事項</p> <p>中央健康保險局 84 年 9 月 19 日健保審字第 84016569 號函                      中央健康保險局 85 年 2 月 16 日健保審字第 85001960 號函                      中央健康保險局 86 年 1 月 4 日健保審字第 86000060 號函                      中央健康保險局 87 年 4 月 15 日健保審字第 87007495 號函                      中央健康保險局 89 年 6 月 9 日健保審字第 89015284 號函                      中央健康保險局 91 年 12 月 20 日健保審字第 0910023538 號函公告                      中央健康保險局 93 年 9 月 10 日健保審字第 0930068680 號函公告修正                      中央健康保險局 93 年 10 月 8 日健保審字第 0930019269 號函公告修正                      中央健康保險局 95 年 1 月 9 日健保審字第 0940069098 號函令修正                      中央健康保險局 95 年 7 月 7 日健保審字第 0950068550 號函令修正                      中央健康保險局 95 年 11 月 10 日健保審字第 0950068682 號函令修正</p>

修正後審查注意事項規定	原審查注意事項規定
<p>中央健康保險局 96 年 3 月 12 日健保審字第 0960062072 號函令修正            中央健康保險局 97 年 4 月 1 日健保審字第 0970012154 號函令修正            中央健康保險局 97 年 7 月 18 日健保審字第 0970012454 號函令修正            中央健康保險局 98 年 2 月 12 日健保審字第 0980032057 號函令修正            中央健康保險局 98 年 6 月 18 日健保審字第 0980095034 號函令修正            中央健康保險局 98 年 12 月 14 日健保審字第 0980095828 號函令修正            中央健康保險局 99 年 2 月 25 日健保審字第 0990074102 號函令修正            中央健康保險局 99 年 5 月 31 日健保審字第 0990051357 號函令修正            中央健康保險局 99 年 12 月 6 日健保審字第 0990082225 號函令修正            中央健康保險局 100 年 3 月 29 日健保審字第 1000075057 號函令修正            中央健康保險局 100 年 10 月 3 日健保審字第 1000075850 號函令修正            中央健康保險局 101 年 1 月 6 日健保審字第 1010074718 號函令            中央健康保險局 102 年 2 月 7 日健保審字第 1020034874 號函令            衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 18 日健保審字第 1020035689 號函令            衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 31 日健保審字第 1020035787 號函令            衛生福利部中央健康保險署 103 年 4 月 28 日健保審字第 1030035320 號函令            衛生福利部中央健康保險署 103 年 7 月 3 日健保審字第 1030035693 號函令            衛生福利部中央健康保險署 103 年 12 月 3 日健保審字第 1030036475 號函令            衛生福利部中央健康保險署 104 年 8 月 21 日健保審字第 1040036082 號函令            衛生福利部中央健康保險署 105 年 8 月 11 日健保審字第 1050036103 號函令            衛生福利部中央健康保險署 106 年 12 月 25 日健保審字第 1060036476 號函令            衛生福利部中央健康保險署 107 年 2 月 2 日健保審字第 1070034803 號函令            衛生福利部中央健康保險署 108 年 1 月 21 日健保審字第 1080034719 號函令            衛生福利部中央健康保險署 109 年 2 月 4 日健保審字第 1090034758 號函令            衛生福利部中央健康保險署 109 年 11 月 30 日健保審字第 1090036578 號函令</p> <p>*本書各項規定後加註之日期為該規定最終異動生效日</p>	<p>中央健康保險局 96 年 3 月 12 日健保審字第 0960062072 號函令修正            中央健康保險局 97 年 4 月 1 日健保審字第 0970012154 號函令修正            中央健康保險局 97 年 7 月 18 日健保審字第 0970012454 號函令修正            中央健康保險局 98 年 2 月 12 日健保審字第 0980032057 號函令修正            中央健康保險局 98 年 6 月 18 日健保審字第 0980095034 號函令修正            中央健康保險局 98 年 12 月 14 日健保審字第 0980095828 號函令修正            中央健康保險局 99 年 2 月 25 日健保審字第 0990074102 號函令修正            中央健康保險局 99 年 5 月 31 日健保審字第 0990051357 號函令修正            中央健康保險局 99 年 12 月 6 日健保審字第 0990082225 號函令修正            中央健康保險局 100 年 3 月 29 日健保審字第 1000075057 號函令修正            中央健康保險局 100 年 10 月 3 日健保審字第 1000075850 號函令修正            中央健康保險局 101 年 1 月 6 日健保審字第 1010074718 號函令            中央健康保險局 102 年 2 月 7 日健保審字第 1020034874 號函令            衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 18 日健保審字第 1020035689 號函令            衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 31 日健保審字第 1020035787 號函令            衛生福利部中央健康保險署 103 年 4 月 28 日健保審字第 1030035320 號函令            衛生福利部中央健康保險署 103 年 7 月 3 日健保審字第 1030035693 號函令            衛生福利部中央健康保險署 103 年 12 月 3 日健保審字第 1030036475 號函令            衛生福利部中央健康保險署 104 年 8 月 21 日健保審字第 1040036082 號函令            衛生福利部中央健康保險署 105 年 8 月 11 日健保審字第 1050036103 號函令            衛生福利部中央健康保險署 106 年 12 月 25 日健保審字第 1060036476 號函令            衛生福利部中央健康保險署 107 年 2 月 2 日健保審字第 1070034803 號函令            衛生福利部中央健康保險署 108 年 1 月 21 日健保審字第 1080034719 號函令            本書各項衛生福利部中央健康保險署 109 年 2 月 4 日健保審字第 1090034758 號函令</p> <p>規定後加註之日期為該規定最終異動生效日</p>
<p>貳、初診、X 光：            一 (原四十一)、初診診察 01271C~01273C 與符合牙醫門診加強感染管制實施方案之初診診察 00315C~00317C：            (一)全口無牙或殘存牙齒少於 8 顆之病患不得申報 01271C、01272C 及 01273C、00315C、00316C 及 00317C。            (二)初診診察記錄視同病歷首頁，應於每次抽審時附上最近一次(一年內)之初診記錄及相關 X 光片，如為連續抽審案件應載明於醫令清單上。            (三)初診診察與符合牙醫門診加強感染管制實施方案之初診診察記錄內容需載明基本牙周狀況評估分為：1.健康 2.牙齦炎 3.牙周炎。</p>	<p>貳、初診、X 光：            一 (原四十一)、初診診察 01271C~01273C：            (一)全口無牙或殘存牙齒少於 8 顆之病患不得申報 01271C、01272C 及 01273C。            (二)初診診察記錄視同病歷首頁，應於每次抽審時附上最近一次(一年內)之初診記錄及相關 X 光片，如為連續抽審案件應載明於醫令清單上。            (三)初診診察記錄內容需載明基本牙周狀況評估分為：1.健康 2.牙齦炎 3.牙周炎。</p>
<p>伍、牙周病            一 (原二十七)、全口牙結石清除、齒齦下刮除術 (91006C-91008C、91022C)後，以觀察一個月為原則；視病情需要可做牙周骨膜翻開術 (91009B-91010B)。</p>	<p>伍、牙周病            一 (原二十七)、全口牙結石清除、齒齦下刮除術 (91006C-91008C、P4002C)後，以觀察一個月為原則；視病情需要可做牙周骨膜翻開術 (91009B-91010B)。</p>